

# 武蔵村山市第三次農業振興計画

平成30年度～平成39年度

【概要版】

つなげる〔継〕・たがやす〔耕〕・うるおす〔潤〕  
～農のあるまち 武蔵村山～

平成30年3月

武蔵村山市



# はじめに

## 1 計画策定の目的

市では、平成 20 年 3 月に「武蔵村山市第二次農業振興計画」を策定し、「市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業」を将来像に設定し、「生産の基本となる農地の保全」、「魅力ある農業経営の推進」、「農とふれあいのあるまちづくりの推進」の 3 つを柱に一団の優良農地である多摩開墾や市街化区域内の生産緑地、狭山丘陵などで行われている農業の振興を図ってきました。

平成 27 年 4 月には都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）が施行され、都市農地を計画的に保全するとともにその振興を図ることとされ、この法律に基づいて平成 28 年 5 月には都市農業振興基本計画が閣議決定されました。

市街化区域内にある保全すべき農地については、平成 3 年に改正された生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、生産緑地地区として指定され、長期間農地として管理することになり、さらに平成 29 年 5 月には生産緑地法が改正され、引き続き都市農地保全への取組が求められることとなりました。

このような都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、第二次農業振興計画が平成 29 年度をもって満了することから、これまでの取組の成果等を踏まえながら、「武蔵村山市第三次農業振興計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

## 2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間の計画です。

ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3 計画の位置付け

本計画は、武蔵村山市第四次長期総合計画（基本構想・後期基本計画）を上位計画とし、国が定める食料・農業・農村基本計画や都市農業振興基本計画、東京都が定める東京農業振興プランや東京都農業振興基本方針及び本市の関連計画との整合を図り、農業関係分野を担う基本計画として位置付けます。

また、本計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条に規定する農業基本構想及び都市農業振興基本法第 10 条に規定する地方計画としても位置付けます。

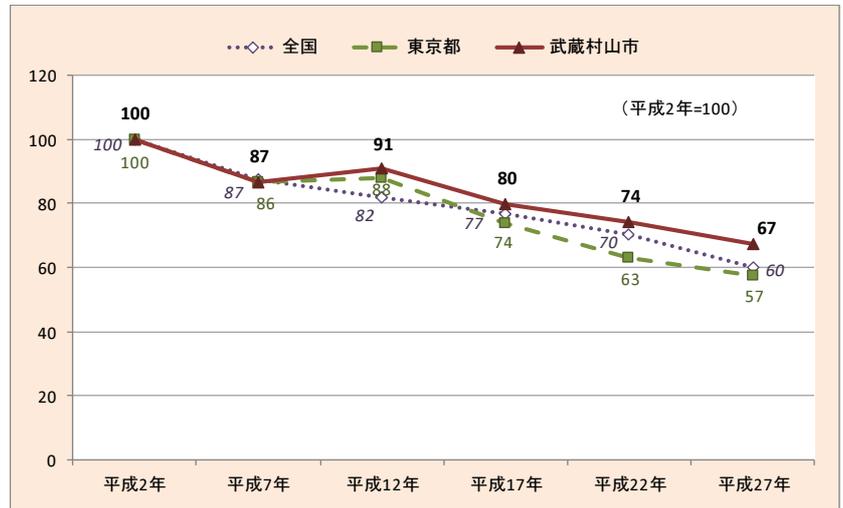
# 1 本市農業の現状と課題

## 1) 本市農業の現状

### (1) 基幹的農業従事者数の推移

本市の基幹的農業従事者数は減少傾向で推移しており、平成2年を100とすると平成27年は67となっています。同様にみると国は60、東京都は57であり、本市の減少幅は全国、東京都よりも緩やかとなっています。

また、平成27年の本市の基幹的農業従事者数は253人であり、平成2年の376人と比較すると123人減少しています。



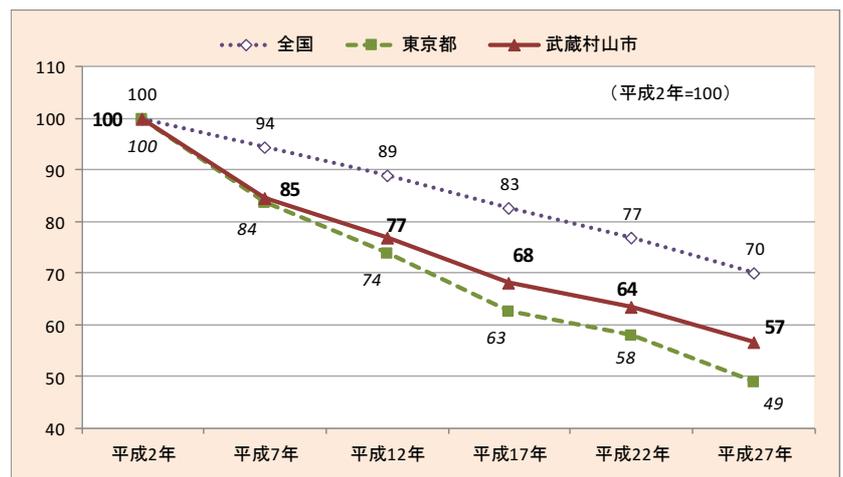
■ 基幹的農業従事者数の推移（販売農家）

出典：農林業センサス

### (2) 経営耕地面積の推移

本市の経営耕地面積は、平成2年以降、減少傾向で推移しており、平成2年を100とすると平成27年は57となっています。同様に国は70、東京都は49であり、本市の減少幅は東京都よりも緩やかとなっています。

また、平成27年の本市の経営耕地面積は155haであり、平成2年の274haと比較すると119ha減少しています。



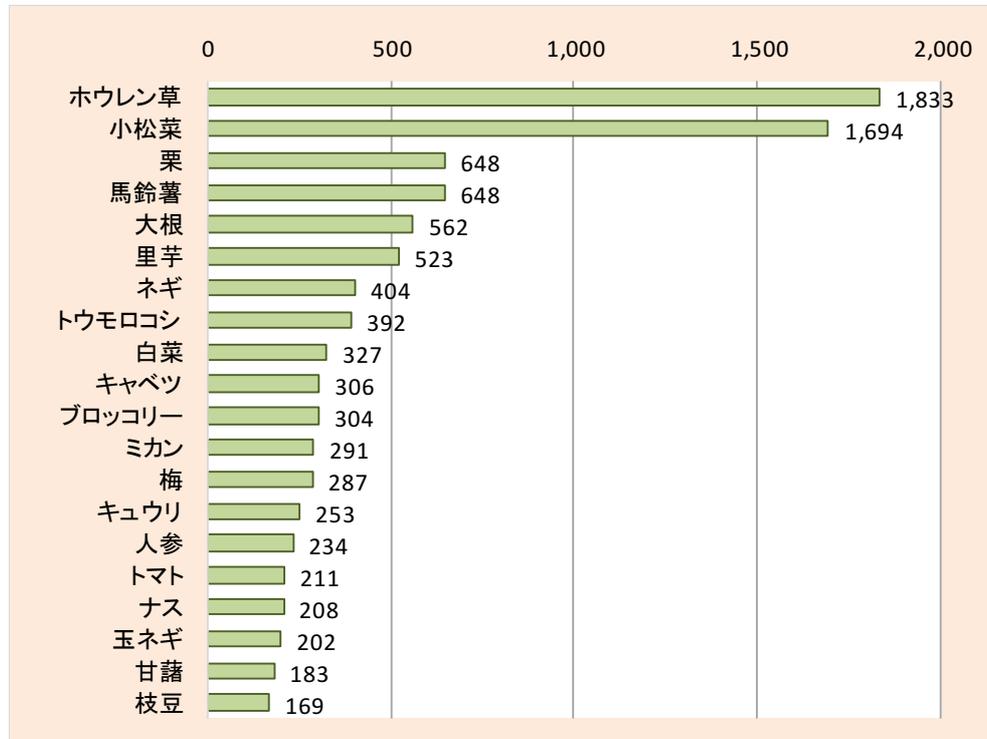
■ 経営耕地面積の推移（総農家）

出典：農林業センサス

### (3) 農産物作付面積上位 10 品目

本市の平成 28 年の作付面積の多い品目は、ホウレン草、小松菜、栗、馬鈴薯、大根の順となっています。作付面積は「ホウレン草」が 1,833a、「小松菜」が 1,694a、「栗」と「馬鈴薯」が 648a であり、ホウレン草と小松菜が中心となっています。

■ 農産物作付面積 (a)



資料：武蔵村山市作付調査（平成 28 年 1 月～12 月までの作付面積）

## 2) 農業振興の主要課題

### ◆ 体系別の課題 ◆

施策	主要課題
1 生産の基本となる農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市農業振興基本法を踏まえ、生産緑地など市街化区域内農地の保全対策</li> <li>多摩開墾内農地の農業生産基盤整備など農産物の生産向上対策</li> </ul>
2 魅力ある農業経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業後継者、新規就農者などの確保と育成を図り、認定農業者として本市農業の担い手を育成</li> <li>有機・低農薬栽培の普及による環境負荷の低減</li> <li>市民ボランティアをはじめとして多様な担い手の確保</li> <li>市内産の農産物の販売コーナーの設置</li> </ul>
3 農とふれあいのあるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験型市民農園の増設など、市民が農業とふれあう機会づくり</li> <li>農業者と市民の幅広いふれあいの場づくり</li> <li>農地や農業のもつ多面的機能の周知</li> </ul>

## 2 本市の都市農業の将来像

### 1) 目指すべき本市の都市農業の姿

#### (1) 基本理念

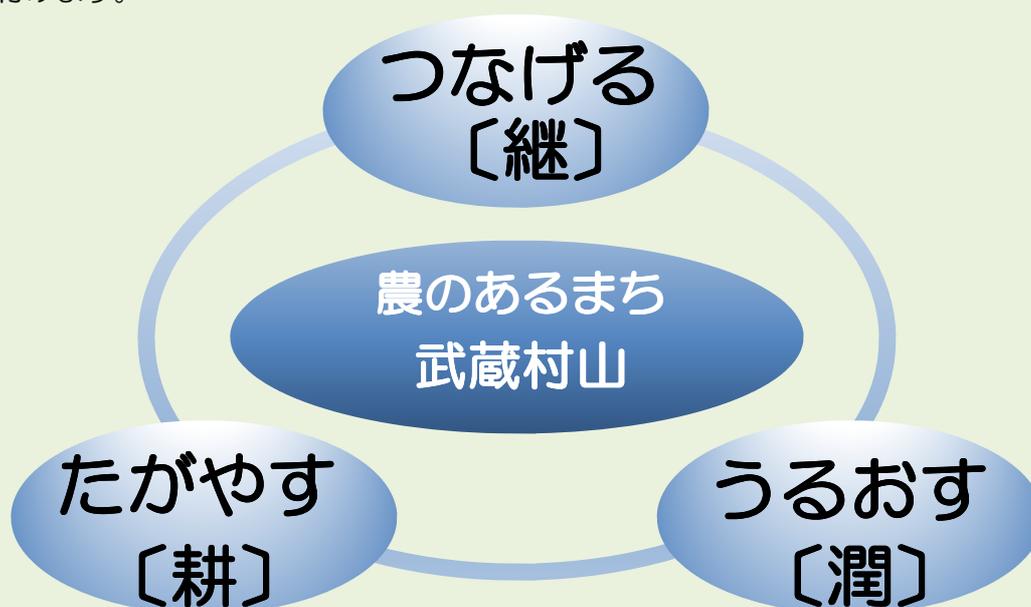
本市の都市農業を振興するための基本理念を、次のとおり定めます。

つなげる〔継〕・たがやす〔耕〕・うるおす〔潤〕  
～農のあるまち 武蔵村山～

農業を取り巻く社会情勢や都市環境が大きく変化する中であっても、本市の農業技術を次世代へ継承するとともに、魅力ある産業としての農業を発展させ、都市の中にある農地の保全と基盤づくりを推進し、農業を通じた様々な交流を大切にしながら、農業者と市民との協働による潤いのあるまちづくりを推進します。

#### (2) 基本施策

基本理念を実現するための基本施策として“つなげる”“たがやす”“うるおす”を3つの柱として位置付けます。



## 2) 施策の内容

### 基本施策1：つなげる【継】

本市の農業の中心的な担い手となる認定農業者の経営力を強化する支援を行います。

また、農業後継者を確保・育成するため、農業後継者団体が行う講習会等への支援を行うとともに、農業後継者団体を通じた専門的な経営支援を行い、新規就農者についても、その確保・育成のため、営農相談や経営指導の充実、研修の充実を図ります。

さらに、農業生産に重要な役割を果たしている女性農業者の位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結の促進に努めます。

### ◆主要施策◆

#### ① 認定農業者への支援

認定農業者制度のメリットを明確にし、農業委員会や各種関係団体を通して制度の普及推進を図ることにより、新たな認定農業者を増やし、認定農業者の拡充を図ります。

さらに、認定者の経営改善計画達成に向け、農産物の増産や付加価値をつけた農産物の生産のための施設整備等に対する支援を行います。

#### ② 農業後継者・担い手の確保・育成

農業後継者団体の活動に対する支援や農業に関する情報提供を行うことで、農業生産技術の向上を図ります。

新規就農者については安定した農業経営を継続できるよう「人・農地プラン」を策定します。

また、家族経営協定の締結を促進し、女性にとっても魅力的でやり甲斐のある農業を推進します。

#### ③ 農業労働力の確保

高齢化や後継者不足による担い手不足を解消するため、援農ボランティアの確保及び障害者の雇用を促進し、労働力の確保を図ります。

#### ④ 農業技術者の確保

指導農業士制度を利用し、農業技術を継承するためのプロフェッショナルな人材を育成し、後継者や新規就農者が速やかに農業技術を取得できるように努めます。

また、環境保全型農業を推進するために、東京都エコ農産物認証制度の推進を図ります。

## ◆目標値

主要施策名	現 状	目 標
① 認定農業者数	認定農業者数 (平成 28 年度) 36 経営体	認定農業者数 (平成 39 年度) 45 経営体
② 農業後継者・担い手の確保・育成	家族経営協定数 (平成 20 年度から 28 年度) 2 件	家族経営協定数 (平成 39 年度) 10 件
③ 農業労働力の確保	援農ボランティア数 (平成 28 年度) 14 人	援農ボランティア数 (平成 39 年度) 30 人
④ 農業技術者の確保	指導農業士 (平成 28 年度開始) 0 人	指導農業士 (平成 39 年度) 10 人



「平成 28 年度都市農業活性化支援事業補助金を利用したパイプハウス」



「援農ボランティアの作業風景」

## 基本施策2：たがやす【耕】

一団の優良農地を形成している多摩開墾の保全を図るとともに、市街化区域内農地についても生産緑地制度によりその保全を図ります。

また、農地は生産機能だけでなく、防災、緑地など、多面的な機能を有していることから、その周知とともに、機能の維持に努めます。さらに、農地の有効利用が行われるよう、流動化の促進を図ります。

### ◆主要施策◆

#### ① 多摩開墾内農地の活性化

多摩開墾内の道路の整備を推進するとともに、水道及び電気等の基盤整備の要請を実施し、農業生産環境を整えます。

また、高齢化等により耕作が困難となった多摩開墾内農地を農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者や新規就農者にあっせんし、経営規模の拡大による有効活用を図ります。

#### ② 農地の多面的活用

災害時の一時避難場所や延焼防止空間等としての防災機能や豪雨時の洪水を緩和する機能といった農地の多面的機能が十分に発揮できるよう、施設の整備や協定の締結、市民への啓発活動を図ります。

#### ③ 生産緑地の保全

J A東京みどりや農業団体等の関係機関と連携を図り、生産緑地の保全に努めるとともに、面積要件を引き下げ、追加指定を引き続き実施します。また、新たに制度化された特定生産緑地制度の周知を図ります。

#### ④ 生産環境の整備

地域環境に配慮しつつ、農地の多面的機能をより一層発揮させるため、東京都の補助制度を利用して、土留、防葉シャッター等の設置への支援を行い、都市農地を保全します。

また、鳥獣害被害の状況を把握し、関係機関と連携して対策を講じます。

## ◆目標値

主要施策名	現 状	目 標
① 多摩開墾内農地の活性化	農地利用集積面積 (平成 20 年度から 28 年度) 17,178 m <sup>2</sup>	農地利用集積面積 (平成 30 年度から 39 年度) 30,000 m <sup>2</sup>
② 農地の多面的活用	防災協力農地指定箇所 (平成 28 年度) 0 箇所	防災協力農地指定箇所 (平成 30 年度から 39 年度) 100 箇所
③ 生産緑地の保全	生産緑地面積 (平成 28 年度) 94.5ha	生産緑地面積 (平成 39 年度) 90.0ha
④ 生産環境の整備	都市農地保全支援プロジェクト事業 (平成 28 年度まで) 19 名実施	都市農地保全支援プロジェクト事業 (平成 39 年度まで) 15 名実施



「防災協力農地（平成 29 年度設置）」



「都市農地支援プロジェクト事業で設置した簡易直売所」

## 基本施策3：うるおす【潤】

地産地消の普及、食育の推進、市民の農業との交流の促進などのため、市内産農産物を購入できる場を増やすとともに、イベント等による交流機会づくりを進めます。

また、市内産の野菜等を使った商品開発を進め、加工から流通まで行う仕組みづくりを支援します。

市民が農業とふれあう機会づくりのため、体験農園を拡充するとともに、本市の農産物の普及に努めます。

### ◆主要施策◆

#### ① 地産地消の推進

学校給食への市内産農産物の利用拡大を図るとともに、市内スーパーマーケット等への地元農産物コーナーの設置や臨時的な販売等により市内産農産物を購入しやすい環境づくりに努めます。

#### ② 6次産業化・農商工連携の推進

地域の活性化や市内産農産物の消費拡大を図るため、JA東京みどりや商工会など各産業団体との連携強化を図り、6次産業化や農商工連携を推進します。

#### ③ 農業と観光の連携

観光と農業を連携させ、交流の機会づくりを推進します。

#### ④ 市内産農産物のPR

市内産農産物のブランド化を推進し、市内産農産物の認知度を高めます。

#### ⑤ ふれあう農業の推進

市民が気軽に農とふれあうことができる体験型市民農園について、制度の周知や広報等の支援を行うとともに、新たに市の南部地域での開設を目指します。

また、収穫体験事業を実施し、身近にある農地や農業者とふれあうことによって、農地と住民の距離を縮めます。



「市内商業施設内での販売コーナー」



「農業経営者クラブ収穫体験風景」

## ◆目標値

主要施策名	現 状	目 標
① 地産地消の推進	学校給食における野菜・くだもの全体の市内産の購入金額割合 (平成 28 年度) 14.95%	学校給食における野菜・くだもの全体の市内産の購入金額割合 (平成 39 年度) 20.00%
② 6次産業化・農商工連携の推進	加工農産物の販売箇所 (平成 28 年度) 2 か所	加工農産物の販売箇所 (平成 39 年度) 10 か所
③ 農業と観光の連携	フルーツロードの設定 (平成 28 年度) 0 か所	フルーツロードの設定 (平成 39 年度) 1 か所
④ 市内産農産物のPR	市内農産物のブランド化 (平成 28 年度) 無し	市内産農産物のブランド化 (平成 39 年度) 実施
⑤ ふれあう農業の推進	体験型市民農園数 (平成 28 年度) 2 か所	体験型市民農園数 (平成 39 年度) 3 か所



「給食風景（雷塚小）」



「学校給食出荷用生産農地」



「観光みかん園」



「わかな農園での作業風景」



武蔵村山市

武蔵村山市第三次農業振興計画（平成30年度～平成39年度）【概要版】

発行：平成30年3月 発行者：武蔵村山市 編集：武蔵村山市協働推進部産業振興課  
〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 電話 042-565-1111（代表）

